

井戸水使用世帯の下水道使用料誤徴収について

井戸水使用者のうち63世帯で届出世帯員数をゼロとしていたため、下水道使用料の徴収漏れがあることが分かりました。これは、井戸水メーター設置のための調査の過程で発覚したものです。

これをきっかけに井戸水使用全世帯について、届出世帯員数を住民基本台帳と突合したところ、多くの世帯で実態と違う可能性があるとして推測される結果となりました。

そのため、井戸水使用全世帯に市職員が訪問して、経緯等を説明したうえで調査票を配布して過去の世帯員数を確定し遡及徴収、又は、還付する額の確定を行いました。

下水道使用料は「瑞浪市下水道条例」、農業集落排水処理施設使用料は「瑞浪市農業集落排水処理施設条例」で定められています。

下水道使用料は、水道水を使用する場合、井戸水のみ使用する場合、水道水と井戸水を併用する場合に分けて算定することになっており、井戸水を使用する場合は世帯員数が料金算定の基礎となります。（別紙1）

【調査結果】

内 訳	世帯数	金 額
遡及徴収	43 件	1,771,956 円
遡及還付	186 件	7,629,837 円

原因

- 世帯主の死亡等に伴う名義変更時に、世帯員数の記入のない申請を受け付けた。
- 井戸水使用を止めたが廃止届が出されなかった。
- 世帯員数に増減があつたときも届け出されなかった。
- 届出世帯員数の定期的な確認を行わなかった。

対応等

- 井戸水使用全世帯に市担当職員が訪問して経緯等を丁寧に説明し、5年間の世帯員数の変動を調査票に記入していただき、遡及徴収、又は、還付となる対象者と金額を確定しました。
※ 調査期間を5年としたのは地方自治法第236条第1項の規定による。
- 遡及徴収、又は、還付の対象者には、1月4日付けで金額確定のお知らせを発送しました。
- 遡及徴収で分割納付を希望された方以外は、納付がほぼ完了しました。
- 遡及還付の方へは、2月末日に口座振込を行います。

再発防止対策

- 名義変更申請を受け付けた場合、井戸水使用の有無に関するチェックを必ず行うことを徹底しています。
- 市民課窓口で世帯員数の変更を伴う場合の手続案内に、井戸水使用者は上下水道課で世帯員数を変更する項目を追加します。
- 世帯員数に増減があったときは届け出が必要であることを、広報みずなみ・ホームページ等を通じて定期的に周知します。
- 定期的に届出世帯員数と住民基本台帳の世帯員数を突合して確認します。

○瑞浪市下水道条例

(使用料の算定方法)

第16条 1月分の使用料の額は、使用月において次の表に定める基本使用料と、使用者が排除した汚水の量により算定した従量使用料の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。
ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

使用料金表（1月当たり）

種別		基本使用料	従量使用料
第1種	一般用	1 水道水を使用した場合	汚水10立方メートルまで 1,800円
			10立方メートルを超え20立方メートルまで1立方メートル増すごとに 140円 20立方メートルを超え30立方メートルまで1立方メートル増すごとに 160円
			(中略)
	2 水道水以外の水（以下「井戸水等」という。）を使用した場合	世帯員4人まで 3,500円 1人増すごとに 800円	
	3 1及び2を併用した場合	1の料金に世帯員1人につき300円を加算した額	
第2種	公衆浴場用	水道水を使用した場合	汚水10立方メートルまで 1,800円
			1立方メートル増すごとに 60円

【算定例】… 3人世帯で水道水と井戸水を併用しており、15^mの水道水を使用した。

水道水 基本使用料=1,800円

従量使用料= 700円 (140円×5^m)

井戸水 基本使用料= 900円 (300円×3人)

計 3,400円(税抜き)